

災害時の応援業務に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時において小千谷市が社団法人新潟県農業土木技術協会に対し、小千谷市地域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

(応援要請の窓口)

第2条 小千谷市長（以下「甲」という。）及び社団法人新潟県農業土木技術協会理事長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 管内の農地・農業用施設等の被災状況の調査
- (2) 管内の農地・農業用施設等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることが出来る。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(協 力)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員する。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- (1) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は平成20年7月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年 7月24日

甲 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

小千谷市長 谷井 靖夫

乙 新潟県新潟市中央区東大通1丁目7番10号
新潟セントラルビル4階

社団法人 新潟県農業土木技術協会
理事長 新保 仁